

2026 年 1 月 28 日

サステナビリティ基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」に対する意見について

2025 年 12 月 15 日付で意見募集が開始された「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以上

## サステナビリティ基準委員会による公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」に対する意見について

| # | 設問   | 該当頁   | 該当箇所                  | 意見  |
|---|--|---|-----------------------|---|
| 1 | <p>次の事項を含む、本公開草案の公表にあたっての方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 機能的に整合していることを維持するため、原則として 2025 年公表の IFRS S2 号の修正に含まれる要求事項を取り入れること</li> </ul> | –   | –                     | 同意する  |
| 2 | <p>本公開草案での主な提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>  | サステナ<br>ビリティ<br>開示テ<br>ーマ別<br>基準公<br>開草案<br>第 5 号<br><br>18 頁 | 気候基準<br>56-2,<br>56-3 | <p>意見 :</p> <p>サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 5 号（気候関連開示基準）第 56-2 項において、ファイナンス・エミッション以外の温室効果ガス排出、デリバティブに係る温室効果ガス排出を、スコープ 3 カテゴリー 15 から除外することが明確化されたことについては同意する。ただし、開示すべき内容の分かりやすさの観点から、以下の修文を提案する。</p> <p>(1) 第 56-2 項のまた書きにおける、「含めることとした金融活動に関連するデリバティブ」は、第 56-2 項の前段の「除外することができる」を適用せず、除外しなかった金融活動を指すものとも考えられるため、「除外しなかった = 含めることとした」という点を明確化していただきたい。</p> <p>(2) 「含めることとした金融活動に関連するデリバティブ」における、「関連する」の意味は、金融活動に「紐付く」の意味であるが、「関連する」では意味が分か</p> |

| # | 設問 | 該当頁 | 該当箇所 | 意見  |
|---|----|-----|------|---|
|   |    |     |      | <p>りにくい。また、「含めることとした」の対象が、デリバティブではなく、金融活動であることを明確化していただきたい。</p> <p>(3) 第 56-3 項のまた書きにおける、「除外したデリバティブに関する金融活動」について、除外したのはデリバティブであり、説明すべきは金融活動であることを明確化していただきたい。ただし、BC149-5 項では、「除外したデリバティブについての説明」としており、第 56-3 項のまた書きに合わせることを提案する。</p> <p>(4) 現時点では、ファイナンスド・エミッションに含むべきデリバティブの定義が不明確であるため、除外したデリバティブを区分して説明することは困難である。実務的にはすべてのデリバティブを除外していることを開示するのが現実的と考えられる。この点を踏まえ、ISSB とともにさらなる基準の明確化を期待したい。</p> <p>(5) なお、今回の気候関連開示基準改正案は、2025 年 12 月公表の IFRS S2 号の修正における要求事項と整合する定めを取り入れることとしているが、2025 年 12 月発行の PCAF Part A 第 3 版（35 頁）では、“not create debt or equity exposure”のデリバティブは、ファイナンスド・エミッションの範囲外として例示されている。SSBJ 作成の「サステナビリティ開示基準の公開草案『温室効果ガス排出の開示に対する改正案』の概要」（4 頁 図表 1）では、デリバティブがファイナンスド・エミッションに含まれるよう図示されているが、全てのデリバティブがファイナンスド・エミッションに含まれるわけではないという点の明確化を期待したい。</p> |

| # | 設問   | 該当頁 | 該当箇所 | 意見   |
|---|--|-----|------|--|
|   |  |     |      | <p>修正案：</p> <p>56-2. スコープ3 カテゴリー15 の温室効果ガス排出を測定し開示するにあたり、ファイナンスド・エミッション以外の温室効果ガス排出について、カテゴリー15 から除外することができる。</p> <p>また、<u>上記において除外せず、スコープ3 カテゴリー15 の温室効果ガス排出に含めることとした金融活動について、関連するデリバティブ</u>（例えば、融資と紐付きのデリバティブなど）がある場合でもについて、当該デリバティブに係る温室効果ガス排出をカテゴリー15 から除外することができる。</p> <p>56-3. 第 56-2 項に従い<u>スコープ3 カテゴリー15</u> から除外することとした温室効果ガス排出がある場合、除外した<u>スコープ3 カテゴリー15</u> の温室効果ガス排出に関連する金融活動について、説明しなければならない。</p> <p>また、第 56-2 項また書きに従い<u>カテゴリー15</u> から除外した<u>デリバティブがある場合、当該デリバティブに</u>関連する金融活動及び何をデリバティブとして扱ったか（例えば、関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準又は実務において、当該項目がデリバティブの定義を満たしているかどうか等）について、説明しなければならない。</p> |
| 3 | 適用時期等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。 | -   | -    | 同意する   |

| # | 設問   | 該当頁 | 該当箇所 | 意見   |
|---|--|-----|------|------|
| 4 | SSBJ 基準の初めての改正にあたって必要と考えられる変更の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。  | —   | —    | 同意する |
| 5 | その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。なお、本公開草案の定めに関するご意見の場合、適用基準改正案、一般基準改正案又は気候基準改正案のいずれに対するご意見なのか、また、どの項番号に関するご意見なのかを明確にご記載ください。 | —   | —    | —    |

以 上